

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

規則

- 福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則
- 福島県教育委員会
- 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則
- 福島県選挙管理委員会
- 福島県議会議員選挙及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部を改正する規程

規則

福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月三十日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第四十七号

福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成二十一年福島県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

- 第一条第一号中「第五条第一項から第五項まで」を「第五条第一項から第七項まで」に改め、同条第四号中「長期優良住宅建築等計画」の下に「又は長期優良住宅維持保全計画（以下「長期優良住宅建築等計画」という。）を加える。」を加える。
- 第四条中「認定長期優良住宅建築等計画」の下に「又は認定長期優良住宅維持保全計画」を加える。
- 第五条中「第十条第二号」を「第十条第二号イ」に改める。

第一号様式中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅維持保全計画」に改める。

附則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

（建築指導課）

福島県教育委員会

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月三十日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第六号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

- 教育職員の免許状に関する規則（昭和五十年福島県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。
- 第二条の表教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）の項、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）の項及び免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号）の項を削り、同表に次のように加える。

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十号）	令和四年
	改正法

- 第三条第四号中「第六条第一項の表備考九若しくは十」を「第一条第一項の表備考九、第四条第一項の表備考八」に、「第十条の表備考二」を「第九条の表備考三」に改める。
- 第三条の二を削る。
- 第四条中「第十六条の二」を「第十六条」に改める。
- 第四条の二を削る。
- 第六条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。
- 第十条各号列記以外の部分中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改め、同条第三号中「第五条第四項」を「第五条第三項」に改める。
- 第十二条第一項及び第二項第一号中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改め、同項第二号中「第十七条第一項」を「第十七条」に改める。
- 第二十条中「第十四項」を「第十八項」に改める。
- 第二十五条から第三十一条までを削り、第三十二条を第二十五条とする。
- 附則第四項の見出し中「幼稚園」を「検定による幼稚園」に改め、同項中「第三条及び第三条の二」を「第六条」に改め、「規定により」の下に「教育職員検定による」を加え、同項を附則第五項とし、附則第三項の次に次の一項を加える。
- （有効期間未更新により普通免許状が失効となった場合の普通免許状の授与の出願の

特例)

4 県教育委員会から普通免許状を授与され、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十号）第二条の規定による改正前の免許法第九条第一項、第四項若しくは第五項又は第九条の二第四項若しくは第五項の規定による有効期間が満了したことにより当該普通免許状が失効した者が、第三条の規定により失効した普通免許状と同種の普通免許状の授与を願い出ようとする場合においては、県教育委員会が保有する免許法第八条第一項に規定する原簿で出願内容を確認できる場合に限り、第三条第三号、第四号（免許状の写しを除く。）及び第六号に掲げる書類に代えて、当該失効した普通免許状の原本又はその写しを提出することができる。附則様式中「**三三三三三**」を「**三三三三三**」に改める。

別表第一の一のカの表及びビキの表並びに別表第一の二のエの表中「**教科**」を「**領域**」に、同表の六中「**第三十八項及び第三十九項**」を「**第三十五項及び第三十六項**」に改める。

第二号様式、第四号様式、第五号様式、第六号様式及び第七号様式中「**三三三三三**」を「**三三三三三**」に改める。

第二十一号様式中「**有効期間の満了日**」を「**(日) 有効期間の満了日**」に改める。

第二十二号様式から第二十八号様式までを削る。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の教育職員の免許状に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の各規定に基づいて提出されている書類は、改正後の教育職員の免許状に関する規則の相当の規定に基づいて提出された書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則附則様式並びに第二号様式、第四号様式、第五号様式、第六号様式、第七号様式及び第二十一号様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（義務教育課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第五十八号

福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年九月三十日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部を改正する規程

福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する規程（平成六年福島県選挙管理委員会告示第二十二号）の一部を次のように改正する。

様式第四号その一備考4(2)中「**15,800円**」を「**16,100円**」に改める。
 様式第五号備考4(2)中「**7円51銭**」を「**7円73銭**」に、「**375,500円**」を「**386,500円**」に、「**5円2銭**」を「**5円18銭**」に改める。

様式第六号備考4(2)中「**310,500円**」を「**316,250円**」に、「**525円6銭**」を「**541円31銭**」に、「**573,030円**」を「**586,905円**」に、「**27円50銭**」を「**28円35銭**」に改める。

様式第七号その一（別紙）その二の(1)中「**15,800円**」を「**16,100円**」に改め、同様式その二（別紙）備考1(1)中「**7円51銭**」を「**7円73銭**」に改め、同様式その二（別紙）備考1(2)中「**325,500円**」を「**386,500円**」に、「**5円2銭**」を「**5円18銭**」に改め、同様式その三（別紙）備考2(1)中「**310,500円**」を「**316,250円**」に、「**525円6銭**」を「**541円31銭**」に改め、同様式その三（別紙）備考2(2)中「**573,030円**」を「**586,905円**」に、「**27円50銭**」を「**28円35銭**」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。